

田辺市審議会等の委員の公募に関する指針

(目的)

第1条 この指針は、審議会等の委員の公募に当たり準拠すべき基本的な事項を定めることにより、多様な人材の登用及び審議会等の透明かつ公正な運営を図り、市民の市政に対する理解を深めるとともに、市民参加による市政の推進に資することを目的とする。

(対象とする審議会等)

第2条 この指針の対象とする審議会等は、市の事務又は事業について市民の意見、専門的知見等の反映及び公正の確保を図るため、市民、学識経験者等を構成員として本市に設置された審議、審査又は調査等を行う審議会、審査会等（以下「審議会等」という。）とする。

(公募の基準)

第3条 審議会等の委員を選任し、又は決定するときは、審議会等の設置目的や審議事項等の特性に応じて、委員の一部又は全部を公募する。ただし、次の各号のいずれかに該当する審議会等については、この限りでない。

- (1) 法令等により委員の資格が定められているもの
- (2) 委員に対し、高度に専門的な知識や能力等が要求されるもの
- (3) 個人の秘密に属する事項を含む個人情報を取り扱うもの
- (4) その他審議内容により委員を公募することがなじまないもの

(公募委員の割合)

第4条 公募により選任する委員（以下「公募委員」という。）の割合は、審議会等の委員定数に対して、原則として1割以上を基準とし、その割合を増加するよう努めるものとする。

2 公募委員の男女の比率は、審議会等の委員定数に対する女性委員の割合が3割以上となるよう、審議会等の委員の全体構成比の均衡に配慮するよう努めるものとする。

(公募委員の応募資格)

第5条 公募委員に申し込むことができる者は、原則として次に掲げる要件を満たす者とする。ただし、審議会等の設置目的等を考慮し特に必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 市内に住所を有する18歳以上の者であること。
- (2) 国又は地方公共団体の議員及び職員でないこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める事項

(公募の方法)

第6条 審議会等の委員の公募に当たっては、次に掲げる事項について市の広報紙及びホームページ等への掲載を活用し、広く周知を行うものとする。

- (1) 審議会等の名称、設置目的及び所掌事務
- (2) 申込者の資格
- (3) 公募委員の人数
- (4) 選任の時期及び任期
- (5) 申込方法及び申込期限
- (6) 選考方法
- (7) 問い合わせ先
- (8) 報酬の有無
- (9) その他必要と認められる事項

(選考の方法)

第7条 公募委員の選考は、申込書等による書類選考、抽選等により行うものとする。

- 2 前項の規定による公募委員の選考に当たっては、原則として選考委員会を設置し、公正かつ適正に行うものとする。
- 3 前項の選考委員会の設置基準及び選考に当たっての審査基準は、審議会等を所管する課等が定めるものとする。
- 4 選考委員会は、非公開とする。
- 5 選考の結果及び内容の開示は、田辺市情報公開条例（平成17年田辺市条例第15号）及び田辺市個人情報保護条例（平成17年田辺市条例第16号）の規定によるものとする。
- 6 選考の結果については、選考後、速やかに当該申込者に通知するものとする。

(特例)

第8条 審議会等の委員の公募を行った場合において、次に掲げるときは、公募によらないで委員を選任することができる。

- (1) 申込期限までに申込者が公募人数に満たなかったとき。
- (2) 前条の規定による選考の結果、該当者が公募人数に満たなかったとき。

(その他)

第9条 この指針に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この指針は、令和4年4月1日から施行する。